

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

令和 年 月 日 { (ハ) 新築 }
平成 { (ニ) 取得 }

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	児玉郡上里町大字
家 屋 番 号	番
取 得 の 原 因 (移転登記の場合)	(1) 売 買 (2) 競 売

税務証第 号

年 月 日

埼玉県児玉郡上里町長 山下 博一

(注1) { }の中は、該当する者をそれぞれ○印で囲む

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。